

## 別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
1 生活困窮者 就労準備支援等 事業	就労準備支援事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中 核市、市区、福祉事務所設 置町村（福祉事務所を設置 している町村をいう。以下 同じ。）が行う就労準備支 援事業の実施に必要な次 に掲げる経費  報酬、給料、職員手当等、 共済費、報償費、旅費、需 用費（消耗品費、燃料費、 印刷製本費、光熱水費、修 繕料）、会議費、役務費（通 信運搬費、手数料、保険料、 雑役務費）、委託料、使用 料及び賃借料、備品購入費 （単価30万円以上の備品 を除く。）、負担金	$\frac{2}{3}$  （直接補助）
	被保護者就労準備支 援等事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	○都道府県、市区、福祉事 務所設置町村が行う被保 護者就労準備支援事業の 実施に必要な次に掲げる 経費  報酬、給料、職員手当等、 共済費、報償費、旅費、需 用費（消耗品費、燃料費、 印刷製本費、光熱水費、修 繕料）、会議費、役務費（通 信運搬費、手数料、保険 料）、委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費（単価 30万円以上の備品を除 く。）、負担金	$\frac{2}{3}$  （直接補助）
				○都道府県、市区、福祉事 務所設置町村が行う被保 護者家計改善支援事業の 実施に必要な次に掲げる 経費

		<p>報酬、給料、職員手当等、          共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金</p>	
		<p>○都道府県、市区、福祉事務所設置町村が行う被保護者地域居住支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、          共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金</p>	<p><math>\frac{2}{3}</math>          （直接補助）</p>
		<p>○都道府県、市区、福祉事務所設置町村が行う関係職員等研修・啓発事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、          共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除</p>	<p><math>\frac{1}{2}</math>          （直接補助）</p> <p>厚生労働大臣が認めたものについては補助率</p> <p><math>\frac{10}{10}</math></p>

			く。)、負担金	
			<p>○都道府県、市区、福祉事務所設置町村が行う個別支援プログラム実施事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金</p>	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
			<p>○都道府県、市区、福祉事務所設置町村が行う子どもの進路選択支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金</p>	$\frac{2}{3}$ (直接補助)
			<p>○都道府県、市区、福祉事務所設置町村が行う被保護者就労準備支援等加速化事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、</p>	$\frac{2}{3}$ (直接補助)

		需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金	
シェルター事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行うシェルター事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金、扶助費、入所者食料費、入所者日用品費、原材料費	$\frac{2}{3}$ (直接補助)
地域居住支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う地域居住支援事業実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費）、委託料、使用料、賃借料及び損料、備品購入費、負担金、補助金	$\frac{2}{3}$ (直接補助)

	家計改善支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う家計改善支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金</p>	$\frac{2}{3}$ <p>(直接補助)</p>
	子どもの学習・生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う子どもの学習・生活支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金</p>	$\frac{1}{2}$ <p>(直接補助)</p>
	都道府県による市町村支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県が行う市町村に対する支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、</p>	$\frac{1}{2}$ <p>(直接補助)</p>

			雑役務費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く。)、負担金、補助金	
	福祉事務所未設置町村による相談事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○福祉事務所を設置していない町村が行う福祉事務所未設置町村による相談事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く。)、負担金	$\frac{3}{4}$ (直接補助)
	その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う生活困窮者自立支援法第 7 条第 2 項第 3 号に基づく事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費として必要な次に掲げ	$\frac{1}{2}$ (間接補助)

			<p>る経費</p> <p>(諸謝金、需用費、委託料以外は社会福祉協議会の職員の給与に関する規程及び社会福祉協議会の旅費に関する規程により貸付事務担当職員に対し支給するものに限る。)</p> <p>職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、需用費(備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金)、委託料、負担金</p>	
	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県及び全国社会福祉協議会が行う生活福祉資金業務システム等改修事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>(諸謝金、需用費、委託料以外は社会福祉協議会の職員の給与に関する規程及び社会福祉協議会の旅費に関する規程により貸付事務担当職員に対し支給するものに限る。)</p> <p>職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、需用費(備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金)、委託料、補助金</p>	$\frac{10}{10}$ <p>(直接補助)</p>	
	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行うひきこもり支援推進事業の実</p>	$\frac{1}{2}$ <p>(直接補助)</p>	

			<p>施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、補助金、負担金</p>	<p>市区町村（指定都市を除く）が、「市区町村における相談支援体制整備の準備事業」を実施する場合</p> <p style="text-align: center;"><math>\frac{3}{4}</math></p> <p>（直接補助）</p>
	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の実施に必要な次に掲げる経費	<p>給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金（生活支援員に対する賃金は、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、助成金</p>	<p style="text-align: center;"><math>\frac{1}{2}</math></p> <p>（間接補助）</p>
	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う生活困窮者支援等のための地域づくり事業（地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策事業を除く）の実施に必要な次に掲げる経費	<p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需</p>	<p style="text-align: center;"><math>\frac{1}{2}</math></p> <p>（直接補助）</p>

			<p>用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、補助金</p>	
			<p>○都道府県、指定都市、中核市が行う生活困窮者支援等のための地域づくり事業（地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策事業）の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、補助金</p>	<p><math>\frac{1}{2}</math> (直接補助)</p>
			<p>○市区町村（指定都市、中核市を除く）が行う生活困窮者支援等のための地域づくり事業（地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策事業）の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備</p>	<p><math>\frac{2}{3}</math> (間接補助)</p>

			品を除く。)、補助金	
	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う被災者見守り・相談支援等事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金	$\frac{1}{2}$ 特定非常災害の場合 ・発災の年度を含み3年間 $\frac{10}{10}$ ・4～5年目 $\frac{3}{4}$ ・6年目以降 $\frac{1}{2}$ (直接補助)	
		○市区町村(指定都市・中核市を除く)が行う被災者見守り・相談支援等事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金	$\frac{1}{2}$ 特定非常災害の場合 ・発災の年度を含み3年間 $\frac{10}{10}$ ・4～5年目 $\frac{3}{4}$ ・6年目以降 $\frac{1}{2}$ (間接補助)	
		○都道府県、指定都市、中核市、市区町村(令和6年能登半島地震・豪雨で被災した自治体に限る。)が行う被災者見守り・相談支援	$\frac{1}{2}$ 特定非常災害の場合	

			<p>等緊急事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金</p>	<p>・発災の年度を含み3年間</p> <p><math>\frac{10}{10}</math></p> <p>・4～5年目</p> <p><math>\frac{3}{4}</math></p> <p>・6年目以降</p> <p><math>\frac{1}{2}</math></p> <p>(直接補助)</p>
			<p>○市区町村(指定都市・中核市を除き、令和6年能登半島地震・豪雨で被災した自治体に限る。)が行う被災者見守り・相談支援等緊急事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金</p>	<p><math>\frac{1}{2}</math></p> <p>特定非常災害の場合</p> <p>・発災の年度を含み3年間</p> <p><math>\frac{10}{10}</math></p> <p>・4～5年目</p> <p><math>\frac{3}{4}</math></p> <p>・6年目以降</p> <p><math>\frac{1}{2}</math></p> <p>(間接補助)</p>
			<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>○都道府県、指定都市、中核市が行う民生委員・児童委員研修事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、助成金</p>	<p><math>\frac{1}{2}</math></p> <p>(直接補助)</p>

	生活困窮者自立支援の機能強化事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、市区、福祉事務所設置町村等が行う生活困窮者自立支援の機能強化事業の実施に必要な次に掲げる経費（ただし、居住支援の体制整備については令和6年12月17日以降に生じたもの）</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金</p>	$\frac{3}{4}$ (直接補助)
	生活困窮者自立支援都道府県研修実施体制等整備加速化事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県が行う生活困窮者自立支援都道府県研修実施体制等整備加速化事業に必要な次に掲げる経費（ただし、就労準備支援事業等の広域実施に向けた市域を越えたネットワークづくりについては令和6年12月17日以降に生じたもの）</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品</p>	$\frac{1}{2}$ (直接補助)

			購入費（単価 30 万円以上の備品を除く）、負担金、補助金	
	就労準備支援事業等の未実施自治体への導入促進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県が行う就労準備支援等の未実施自治体への導入促進事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金	$\frac{10}{10}$ (直接補助)
2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に係る支援事業	重層的支援体制整備事業への移行準備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○市区町村が行う重層的支援体制整備事業への移行準備事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、雑役務費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金	$\frac{3}{4}$ (直接補助)

	包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県が行う包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、雑役務費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）</p>	$\frac{3}{4}$ (直接補助)
3 生活保護適正化等事業	生活保護適正実施推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○生活保護法施行事務監査等事業（都道府県、指定都市が行う生活保護法施行事務監査並びに都道府県、指定都市、中核市が行う保護施設に対する指導監査、指定医療機関に対する指導・検査、指定介護機関に対する指導・検査及び精神科嘱託医等を設置する事業）の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費</p>	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
			<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う業務効率化事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費（印刷製本費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険</p>	$\frac{1}{2}$ (直接補助) (厚生労働大臣が認めたものについては補助率 $\frac{2}{3}$ )

			料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	
			○都道府県、指定都市が行う都道府県等による生活保護業務支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	$\frac{3}{4}$ (直接補助)
			○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う被保護者に対する金銭管理支援の試行事業に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	$\frac{10}{10}$ (直接補助)
			○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う貧困ビジネス対策事業に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、	$\frac{10}{10}$ (直接補助)

			<p>需用費（印刷製本費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金</p>	
			<p>○都道府県が行う都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費（印刷製本費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金</p>	<p><math>\frac{3}{4}</math></p> <p>（直接補助）</p>
			<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う上記以外の生活保護適正実施推進事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費（印刷製本費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金</p>	<p><math>\frac{3}{4}</math></p> <p>（直接補助）</p> <p>〔 医療扶助適正化等事業のうちお薬手帳を活用した重複処方適正化モデル事業及び頻回受診の傾向がある者に対する早期の助言等のモデル事業については補助率 <math>\frac{10}{10}</math> 〕</p>
	自立支援プログラム策定実施推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務	<p><math>\frac{3}{4}</math></p>

			<p>所設置町村が行う社会的な居場所づくり支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費（印刷製本費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金</p>	(直接補助)
地域福祉増進事業	<p>福祉人材確保推進事業実施要領に定める</p> <p>(1) 基盤型事業</p> <p>7,200千円</p> <p>(2) 施策提案型事業</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(3) 潜在介護福祉士等就職支援モデル事業</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>○都道府県が行う福祉人材確保推進事業（都道府県福祉人材センター）の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、燃料費、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金</p>	<p><math>\frac{1}{2}</math></p> <p>(直接補助)</p> <p>〔潜在介護福祉士等就職支援モデル事業については補助率</p> <p><math>\frac{10}{10}</math>〕</p>	
	<p>福祉人材確保推進事業実施要領に定める</p> <p>(1) 基盤型事業</p> <p>5,200千円</p> <p>(2) 施策提案型事業</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(3) 潜在介護福祉士等就職支</p>	<p>○都道府県が行う福祉人材確保推進事業（支所型福祉人材バンク）の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、燃料費、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30</p>	<p><math>\frac{1}{2}</math></p> <p>(直接補助)</p> <p>〔潜在介護福祉士等就職支援モデル事業については補助率</p> <p><math>\frac{10}{10}</math>〕</p>	

		援モデル事業 厚生労働大臣が 必要と認めた額	万円以上の備品を除く。)、 負担金	
		福祉人材確保推 進事業実施要領 に定める (1) 基盤型事 業 5,200千円 (2) 施策提案 型事業 厚生労働大臣が 必要と認めた額 (3) 潜在介護 福祉士等就職支 援モデル事業 厚生労働大臣が 必要と認めた額	○指定都市、中核市が行 う福祉人材確保推進事業 (都市型福祉人材バン ク)の実施に必要な次に 掲げる経費 給料、職員手当等、共済 費、報償費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、 修繕料、光熱水費、燃料費、 食糧費)、使用料、賃借料、 役務費(通信運搬費、広告 料、手数料)、委託料、備 品購入費(単価30万円以上 の備品を除く。)、負担金	
		厚生労働大臣が 必要と認めた額	○都道府県が行う介護福 祉士修学資金等貸付事業 の実施に必要な次に掲げ る経費 貸付金(貸付額から前 年度の当該修学資金の返 還金に相当する額を控除 した額)、委託料(当該 事業の財源として、都道 府県が都道府県社会福祉 協議会に対して委託する 額)	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
			○都道府県が適当と認め る団体が行う介護福祉士 修学資金等貸付事業の実 施に必要な次に掲げる経 費(都道府県が適当と認 める団体が行う事業に対 し、都道府県が総事業費	定額補助 (間接補助)

			<p>の1/10を別途補助する場合に限る。)</p> <p>(1) 介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資として交付する額</p> <p>(2) 貸付事務費 給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費</p>	
		厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県、市が行う社会福祉法人指導監督事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費</p>	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
		<p>障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領に定める</p> <p>(1) 候補者一人当たり 150千円を基準として、厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(2) 候補者一人当たり 75千円(当該候補者の滞在期間中につき1回に限る。)</p> <p>(3) 一受入施設当たり 60千</p>	<p>○経済連携協定(EPA)又は交換公文に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の受入れ施設が行う障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) に関する経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、委託料、補助金(入学金、受講料に限る。)、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)</p> <p>(2) に関する経費</p>	$\frac{10}{10}$ (間接補助)

		円	<p>旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、補助金（入学金、受講料に限る。）</p> <p>（3）に関する経費 諸手当（受入施設の研修担当者にかかるものに限る。）</p>	
	厚生労働大臣が必要と認めた額		<p>○都道府県が行う外国人介護人材獲得強化事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金、補助金</p>	<p><math>\frac{2}{3}</math></p> <p>（直接補助）</p>
			<p>○外国人介護人材の受入施設等が行う外国人介護人材獲得強化事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備</p>	<p><math>\frac{2}{3}</math></p> <p>（間接補助）</p>

		品を除く。)、負担金、補助金	
		<p>○外国人介護人材の受入施設等が行う外国人介護人材定着促進事業の実施に必要な次に掲げる経費  給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金、補助金</p>	<p style="text-align: center;"><math>\frac{2}{3}</math></p> <p style="text-align: center;">(間接補助)</p>
		<p>○都道府県又は市区町村が行う介護未経験者マッチング機能強化モデル事業の実施に必要な次に掲げる経費  給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金、補助金</p>	<p style="text-align: center;">定額補助 (直接補助)</p>

		<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>○都道府県が行う災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金、補助金</p>	<p>定額補助 (直接補助)</p>
			<p>○社会福祉法人等が行う災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金、補助金</p>	<p>定額補助 (間接補助)</p>

			<p>○都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会が行う災害ボランティアセンター等機能強化事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料及び賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）</p>	<p><math>\frac{1}{2}</math> (間接補助)</p>
			<p>○都道府県社会福祉協議会が行う臨時特例つなぎ資金貸付事業の貸付原資として必要な経費</p>	<p><math>\frac{10}{10}</math> (間接補助)</p>

		○都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付原資として必要な経費	$\frac{2}{3}$ (間接補助) 〔要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付原資及び激甚災害被災世帯に対する貸付原資であって、あらかじめ厚生労働大臣に協議して定めた金額については〕 $\frac{3}{4}$
		○都道府県社会福祉協議会が行う運営適正化委員会設置運営事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費、燃料費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	$\frac{1}{2}$ (間接補助)
	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県が行う地域生活定着促進事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、使用料及び	$\frac{3}{4}$ (直接補助)

			賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	
		厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県が行う成年後見制度利用促進体制整備推進事業（都道府県による市町村支援機能強化事業）の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金及び交付金</p>	$\frac{1}{2}$ （直接補助）
			<p>○市区町村が行う成年後見制度利用促進体制整備推進事業（中核機関立ち上げ支援事業）の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金及び交付金</p>	$\frac{1}{2}$ （直接補助）
			<p>○市区町村が行う成年後見制度利用促進体制整備推進事業（中核機関のコーディネート機能強化事業）の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金及</p>	$\frac{1}{2}$ （直接補助）

			び交付金	
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、市区町村が行う互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金及び交付金	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、市区町村が行う持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、扶助費、補助金及び交付金	$\frac{3}{4}$ (直接補助)
	中国残留邦人等地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金（支援リーダー	$\frac{10}{10}$ (直接補助)

			一への活動費に限る。)、負担金	
			○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う身近な地域での日本語教育支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金(入学金、受講料に限る。)	$\frac{10}{10}$ (直接補助)
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う自立支援通訳等派遣事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、保険料、受講料)、使用料及び賃借料、委託料	$\frac{10}{10}$ (直接補助)
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金(旅費、参加者教材費、入学金、受講料、受験料に限る。)	$\frac{10}{10}$ (直接補助)

			<p>○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金</p>	<p><math>\frac{10}{10}</math></p> <p>(直接補助)</p>
4 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県又は市が行う小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、旅費、報償費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料)、会議費、使用料、賃借料、役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、補助金</p>	<p>定額補助</p> <p>(直接補助)</p>
			<p>○都道府県又は市が適当と認めた団体が行う小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、共済費、旅費、報償費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料)、会議費、使用料、賃借料、役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料)、委託</p>	<p>定額補助</p> <p>(間接補助)</p>

			料、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く。)、補助金	
5 社会福祉法人の連携・協働支援事業	社会福祉法人の連携・協働支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>○都道府県又は市町村が行う社会福祉法人の連携・協働支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、旅費、報償費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料)、会議費、使用料、賃借料、役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く。)、補助金</p>	定額補助(直接補助)
			<p>○都道府県又は市が適当と認めた団体が行う社会福祉法人の連携・協働支援事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、共済費、旅費、報償費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料)、会議費、使用料、賃借料、役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く。)、補助金</p>	定額補助(間接補助)